

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

市政情報の公開を求める権利を保障し、開かれた市政を推進するための「情報公開制度」と、市民の皆さんの個人情報の適正な取り扱いについて基本的なルールを定めた「個人情報保護制度」を実施しています。詳細は市ホームページをご覧ください。
問い合わせ／総務課（内線2298）



情報公開制度

市の活動を説明し、市政に参加していただくため、実施機関が保有する文書を公開する制度です。ただし、個人情報、法人や事業を営む個人に関する情報で、公開することにより権利や利益を害するおそれのあるもの等は、公開しません。昨年度は受付件数153件に対し、公開が65件、部分公開が59件、非公開が29件でした。

個人情報保護制度

●個人情報を取り扱う事務の届出

市の実施機関は、個人情報を取り扱う事務における取得・利用状況等を明らかにするため、個人情報取扱事務の届出が義務付けられています。平成30年4月1日現在の取扱事務の登録数は右表のとおりです。

個人情報取扱事務の届出状況(平成30年4月1日現在)

| 実施機関 | 登録数 |
|-------------|------|
| 市長 | 922 |
| 教育委員会 | 139 |
| 選挙管理委員会 | 13 |
| 監査委員 | 3 |
| 農業委員会 | 5 |
| 固定資産評価審査委員会 | 1 |
| 議会 | 7 |
| 合計 | 1090 |

●保有個人情報の開示等の状況

市の実施機関が保有する市民の皆さんの自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止の請求ができます。昨年度は開示請求を33件受け付け、開示が3件、部分開示が26件、不開示が4件でした。

●個人情報の収集・利用の制限

市民の皆さんの個人情報は、本人同意や法令等に定めがあるとき、生命等の保護のため、緊急かつやむを得ないとき等を除いて本人から直接取得することとなっています。

また、届出した利用目的の範囲を超えた個人情報の利用や、実施機関以外への提供は、本人同意や法令等の定め、審議会で公益上必要と認められたときなどを除いて禁止されています。

制度の利用方法

市政情報の公開又は自己の個人情報の開示などを請求する場合は、情報を保有する課、総務課、両支所地域グループにお越しください（市政情報の公開請求は、FAXや郵送でも可）。

なお、自己の個人情報の開示等を請求する場合は、運転免許証等の写真付きの本人確認書類が必要です。

マイナンバーカードを申請して、 埼玉西武ライオンズの試合を観戦しよう！

本市は、埼玉西武ライオンズのフレンドリーシティであり、マイナンバーカードの交付を受けた方に、埼玉西武ライオンズ主催試合の「観戦チケット引換券」をお渡ししています。この機会にマイナンバーカードを申請しましょう。

注意／入場券への引換が必要です（手数料として1枚あたり108円かかる場合があります）。引換方法や試合日程等の詳細は、埼玉西武ライオンズ・インフォメーションセンター（☎0570-01-1950）へお問い合わせください。

問い合わせ／総合政策課（内線2238）

